

タヒチ首長国の構造

著者	石川 榮吉, イシカワ エイキチ, Ishikawa Eikichi
雑誌名	国立民族学博物館調査報告
巻	59
ページ	11-25
発行年	2006-02-24
URL	http://doi.org/10.15021/00001603

2 タヒチ首長国の構造

- | | |
|-----------------|--------------------|
| 2 タヒチ首長国の構造 | 2.3 タヒチ社会の三層構造と支配層 |
| 2.1 サーリンズの首長国理論 | 2.4 地方首長と一般人民 |
| 2.2 タヒチ島の《発見》 | 2.5 首長国の統治機構 |

欧人来航前のポリネシア社会が身分制の社会であったことは、よく知られている通りであるが、そのポリネシアのうちでも特にハワイ、トンガ、タヒチにおいてそれが顕著に発達していたと、これもまたしばしば言われているところである。これらの群島社会の社会構造の特徴を、あえて要約して言うならば、そこには生得的な身分として貴族層と平民層の分離がみられ、貴族層が聖・俗両界の権力を独占して一種の身分的階級支配を実現していたということである。

階級支配を国家成立のメルクマールとするならば、上のポリネシア諸群島には欧人来航前にすでに土着の国家が成立していたということになるだろうが、ここでは国家の概念規定とか、国家成立の要件を問題にしようとするのではない。上のポリネシア諸群島にみられたいわゆる階級支配が、いったいいかなるメカニズムによるものなのか、したがってまた、その“国家”の構造がいかなるものなのか、それをとくにタヒチ島の場合について検討してみようというのが本章の目的である。

2.1 サーリンズの首長国理論

実はこの問題については、すでにマーシャル・サーリンズのすぐれた分析がある (Sahlins 1958; 1963)。ポリネシア諸社会をモデルとしたいわゆる首長国の理論がそれである。しばらくサーリンズの述べるところに耳を藉そう。

サーリンズによれば、ポリネシア首長国の国家構造はラメージ (ramage) 体系によって基礎づけられているという。ラメージという用語は、人類学者のあいだには良く知られているように、レイモンド・ファースがティコピア島の親族集団を指すのに初めて用いたもので (Firth 1936: 367-372)、出自集団の分岐による分節化をとともう一方、長子の系統を社会的に優越させることによって内部的な序列化がおこなわれていることを特色とする。ファース自身は、その後、ラメージを単系出自集団であるリネージ (lineage) に対比しうる非単系の出自集団として定義し直してしまったが (Firth 1957)、サーリンズのラメージは、ファースの最初の定義によるラメージであり、これはまたポール・キルヒホフのいわゆる円錐クラン (conical clan) に当たるものでもあり (Kirchhoff 1955)、サーリンズものちになると、ラメージよりもむしろ円錐クランのタームを用いるように

なっている (Sahlins 1968)。

ラメージと呼ぶにせよ円錐クランと称するにせよ、その構造上の特色は、第一にこれが系統樹にたとえられるような分節体系の出自集団であること、第二に出生順序にもとづく地位の順位づけが全社会に貫徹していることである。この第二の点が単なる分節社会と異なるところである。こうしたラメージ体系を枠組としてポリネシア首長国の政治体系は編成されていると、サーリンズは分析する。

各ラメージにおいて、すべての個人は、ラメージ始祖の長子から代々長子を経て現在に至った者を最高位とし、彼からの系譜的距離に応じて社会的地位が順位づけられる。ラメージの最高位者はすなわちラメージの首長である。しかしながら、ラメージが分節体系であるかぎり、そして長子優先の原理が働くかぎり、ラメージ首長のあいだにもおのずから序列があり、大首長 (大ラメージ) — 中首長 (中ラメージ) — 小首長 (小ラメージ) というようなラメージの分節体系にもとづくピラミッド型の政治体系が形成される。このような首長連中がその近親者とともに社会の支配層をなし、聖・俗両界にわたる権威と権力を独占して階級支配を実現するのであるが、そのメカニズムは次のように分析される。

まず聖界支配については、最大ラメージつまり首長国の始祖を神化することにより、その首長 (大首長) もまた神格化される。この場合にも長子優先の原理が働く。したがって、大首長にかぎらず中首長も小首長もそれぞれに何程かの神聖さを具有しているわけであるが、その神聖さの程度に差があり、これはもちろん前記した首長間の序列に対応している。神聖さの源泉はマナ (*mana*) に由来し、首長が生得的に身に帯びたこの超自然力によって、土地と人民に豊饒と繁栄がもたらされると観念されているのである。

マナの観念は、ひとりポリネシアにかぎらずメラネシアにもミクロネシアにも、広く南太平洋諸島一帯に拡がっている万物に宿る超自然力信仰であるが、その際、平等性のうえに立つ競争主義のメラネシア社会では、個人に宿るマナの強弱は個人の資質の一部と考えられており、彼の地位とか身分とは無関係である。これに反してポリネシアでは、それが生得的な地位・身分によって本来的に格差をもつものとされ、身分・地位の高いほど強力で神聖なマナを宿しているとされている。大首長のマナの神聖さと力は絶大であり、これに触れることもはばかれるのである。

この強大なマナを背景に、大首長はさまざまなタブーにとりまかれ、また人民にタブーを課することのできる存在となる。タブーの観念もまた南太平洋諸島に広く見いだされる呪的信仰であるが、ポリネシアではタブーが大首長の地位を強化する手段として機能している点に特色がある。大首長はみずからにさまざまなタブーを課することによって、みずからの存在を神秘化する一方、人民に課する種々のタブーによって宗教的権威に支えられた権力を擁護し、かつ強化する。マナとタブーこそが、ポリネシアの首長制を支えるイデオロギー装置なのである。

首長の俗界支配は、主として生活物資の集積と再分配を通じて実現される。かつてリヒアルト・トゥールンヴァルトは、原始首長の分配機能に、集中化された政治的権威の起源を求めたが (Thurnwald 1932: 107, 180-181)、プロニスラウ・マリノフスキーもまた次のように述べている。

「世界を通じてわれわれは、経済と政治の関係が同じタイプであることを見出すだろうと、私は考える。首長は部族の銀行家として行為し、食糧を集め、これを貯え、保護し、そして共同体全体のために使うのだ」 (Malinowski 1937: 232-233)。

マリノフスキーはさらに、トロブリアンド島民について次のようにも述べている。

「物を所有している人は、それを分割し分配すること、つまりその物の保管者であり分配者であることを期待されている。そして、地位が高ければ高いほどその義務も大きくなる。……かくして、強力であることの主たるしるしは富裕であること、富裕であることのしるしは気前の良さである」 (Malinowski 1922: 97)。

気前の良さがその返報として分配者に威信を与え、彼の政治的な特権を拡大させるのである。首長が分配の中央エージェントとしての役割を果たすならば、そのことによって彼が獲得した威信は、彼の影響力が他の諸活動にまでおよぶことを可能にするであろう。

ポリネシアの大首長の場合、彼は正に物資の集積と再分配の焦点そのものである。その際、ラメージ体系がそのまま経済機構として働く点に、単純な部族経済や市場経済組織とは異なるポリネシアの経済組織の特色を見ることができるといえる。物資集配の問題に先立って、土地所有のあり方から見ていこう。サーリンズは、所有という言葉を避けて管理 (stewardship) という用語を使うが、それによれば、ポリネシア首長国には土地管理の重層構造がラメージ体系に沿って見いだされるという。すなわち、社会の基底においてすべての個人がそれぞれ特定の地片に対して恒久的な用益権をもつ一方、ラメージ首長には彼のラメージ・メンバーによって用益されているすべての土地に対する管理権がある。これはたとえば、首長が彼のラメージ・メンバーに何を植え何を植えてはならぬかを指示できるというような事実、端的にあらわれている。そして、この管理権は、小ラメージの土地が中ラメージの土地に組み入れられ、それがさらに大ラメージの土地に組み込まれるという形で、最終的に最大ラメージすなわち首長国そのものにまでおよび、したがって、最大ラメージの首長すなわち首長国の首長が、全土の管理権を掌握することとなるのである。

かつてファースが、ニュージーランドのマオリ族の社会について、「大きな社会集団は小さな社会集団の諸権利を組み入れている」 (Firth 1929: 343) と指摘したが、全く同じことがここにも妥当する。それで首長国の首長は、彼が究極的な管理権をもつ首長国の全土にタブーを課し、耕作や漁撈を禁ずることもできるのである。

こうした管理権の重層構造は、ラメージ体系が生産組織の枠組でもあることを示している。正・負同様の形で生産強制が各レベルのラメージ首長によって課されうることを

上に見たが、日常の生活において生産の基礎的単位をなすのは世帯である。しかし、世帯を超えた労働力を動員してなされる共同労働も他方にはある。このような場合、その共同労働は、その種類や規模に応じてこれに照応したラメージの首長によって提起される。もし全国的規模で労働力が動員されねばならぬときには、最大ラメージつまり、首長国の最高首長によってそれが提起され、動員の要請がラメージ首長のヒエラルキーを下降して、最終的に世帯さらには個人のレベルにまで達するのである。

物資の集積と再分配のメカニズムも全く同様である。各世帯の生産する食糧その他の生活資料の余剰が、定期もしくは不定期に、各レベルのラメージ首長のもとに集積されるのであるが、ラメージ首長のヒエラルキーを上昇して最高首長のもとにまで達することもしばしばである。最高首長は首長国の物資集積組織の頂点に他ならない。ラメージ体系が正・負の生産強制の組織として働くばかりか、労働力と物資を吸いあげる吸水管網としても機能するのである。

各レベルのラメージ首長のもとに集積された物資の一部は、確かに首長とその近親の消費に充当され、彼らを直接生産から分離させ、また、首長がその個人的な目的のために使役する専門職人などへの給与にも振り向けられはするが、大部分が再分配の形で一般人民（＝生産者）に還元されるのが常である。さきに述べたように、気前の良さこそが首長の威信を保ち、高めるための要件だからである。

以上述べてきたのは、ハワイ、タヒチ、トンガなど、身分階層制の顕著なポリネシア首長国についてのサーリンズの分析の概要である。ポリネシア首長国の特徴としてここで明らかにされていることは、ラメージ体系が首長国の政治・経済体系の枠組を形作っているということである。このことは、その政治・経済の原理が封建体制下や市場支配下のそれらとは異なるということをも意味する。たとえば、集積・再分配システムにおいて余剰を首長に供出するような政治・経済上の義務は、すべて親族であることの基礎のうえで強調されることなのである。つまり、親族社会であるから、首長の要請が法によって規制されたり明確化されることがない一方、これに対して人民が物資や労働力を提供する義務も、それは政府もしくは統治者に対してではなく、上位の親族に対する義務的慣習の一つとして果たされるものに他ならない。したがって、首長が人民から法外の量の物資や労働力の提供を求めることも、まず起こりえないことであり、可能性の限界は充分にわきまえられているのである。こうした理由から、“貢納”・“賦役”・“租税”などの用語は、よほどの留保を以てしかポリネシアの首長国に適用することができない。

以上に要約したサーリンズの所説は、ポリネシア首長国の一般論もしくは一般モデルであって、具体的な個々の島ごとの事情がこれと若干のずれを示すことは充分予想されるところである。以下においては、タヒチ島の場合について検討を加えてみることにする。

2.2 タヒチ島の《発見》

1606年、スペインの航海者ペドロ・フェルナンデス・デ・キロスが、南米ペルーからソロモン諸島を目指しての航海途上、洋上遥かに望見して「ラ・サギタリア島」と命名した島こそタヒチ島であると比定する者もあるが、キロスの記述内容から見るとその島はどうか環礁であるらしく、火山島であるタヒチ島とは思えない。タヒチ島が確実に欧人の知見にはいったのは、それから1世紀半以上ものちの1767年6月、イギリス海軍のドルフィン号艦長サミュエル・ウォリスがこの島に足跡をしるしてからのことである。彼は島の北岸に位置する現在の首都パペエテから東方に彎曲したマタヴァイ湾に投錨し、この島を当時のイギリス王にちなんで「キング・ジョージ三世島」と命名、5週間の滞在ののちここを去った。ほぼ10ヵ月後の1768年4月には、フランス人ルイ・アントワヌ・ド・ブーゲンヴィル麾下のブードーズ号が、ウォリスの「発見」を知ることもなくタヒチ島東岸のヒティアアに碇泊、ここに13日間滞在した。ブーゲンヴィルはこの島に「ラ・ヌーヴェル・シテラ島」という名を与えている。

さらにその翌年、1769年4月には、太平洋探検史上の立役者キャプテン・ジェームズ・クックのエンデヴァー号が、前々年同国人ウォリスによって“発見”されたマタヴァイ湾に投錨し、約3ヵ月間滞在する。このころからタヒチ島を訪れる欧人航海者が次第にふえ、その影響がタヒチ社会に徐々におよび始めるが、同時に欧人の手になる同時代のタヒチ社会の記録も残され始め、タヒチのいわゆる“歴史時代”となる。

文字をもたなかったタヒチ社会の伝統的な姿を知るうえで、この“歴史時代”の記録は頗る貴重である。この記録の中には欧人来航以前のいわゆる、“先史時代”の伝承の採録や、タヒチ人の情報提供者自身の回想録ふうのものも含まれており、“先史時代”のタヒチ社会の状況についてもある程度まで知ることができる¹⁾。しかしながら、これらの資料の多くは、首長をはじめとする支配者の立場からのものであり、上から見た支配機構はかなり判るものの、人口の大多数を占める被支配人民側の事情は漠然としか知ることができない。加えて、欧人の影響がおよび始めて以後、土着の諸制度は急速に変容もしくは消滅し、この社会の社会人類学的な調査がようやく始まった1920年代には、すでにそれらに直接触れることがきわめて困難な状態となっていた。こうしたわけで、村落レベルの資料の欠損に掩いがたいものがあることを、遺憾ながら認めぬわけにはいかないのである。

このように決して資料的に恵まれた状況とは言いがたいが、以下に欧人来航前の土着のタヒチ社会の構造を、資料の許す範囲で分析してみよう²⁾。

2.3 タヒチ社会の三層構造と支配層

タヒチ島は面積にして1000km²ほどの島にすぎないが、欧人来航の当時、大小多数の首長国に分かれていた。サーリンズはその数を26、各首長国の平均人口を7000人と推算

している。

各首長国の領域は一般にマタエイナア (*mataeinaa*) と呼ばれたが、この名称は軍事同盟を結んだ複数の首長国にまたがる範囲についても用いられた。首長国に君臨する大首長はアリエ・ヌイ (*ari'i nui*, ヌイは「大」の意) と呼ばれ、その一族はファイ・アリエ (*hui ari'i*) と称する最上層の身分を形成していた。ファイ・アリエのうち、その若い分枝をイアトアイ (*iatoai*) またはアリエ・リエ (*ari'i rii*, リエは「小」の意) と呼んで区別するが、彼らは首長国内の地方首長であり、同時に大首長の戦士団、家臣団を形成するものであった。

ただし、すべての地方首長が上のイアトアイであったのではない。首長国の領域は大小多数のアムイラア (*amuiraa*) またはププ (*pupu*) と呼ばれる多少なり自律的な地区に分かれていたが、このアムイラアまたはププは元来「群れ」とか「グループ」というほどの意味であり、地域というよりは社会集団を指すものであろう。しかし、その社会集団が地域化していたことも事実であって、その長がここで言う地方首長に他ならない。その地方首長の大多数を占めるのは、ファイ・ラアティラ (*hui raatira*) と呼ばれる身分層であった。しかしながら、ファイ・ラアティラに属する誰もが上記のアムイラアと呼ばれる地域集団の長というわけではなかった。彼の下にあってその支配を受けるより小さな地域集団の長もまた、ラアティラ身分であった。この小地域集団が何と呼ばれていたのかは、諸説があって正確には判明しない。本稿では前者の長を地方首長もしくは中首長、そして後者の長を小首長と呼んで区別し、両者を併せて称する場合には地方首長層の語を用いることとする。地方首長層はファイ・アリエと血のつながりをもたないと言われている。

ファイ・ラアティラはまた、世襲の土地所有農民と言われるが、実際の農耕労働を担う主体は、身分的にファイ・ラアティラの下に位置づけられたマナフネ (*manahune*) と呼ばれる人びとで、これが住民の大多数を占めた。マナフネの実態は資料上あまり明瞭でなく、ラアティラの単なる農業労働力にすぎなかったのか、あるいは小作農的存在であったのかも不明であるが、おそらく両様であったと思われる。いずれにせよ、彼らが社会の最下層に位置し、農耕をはじめ各種の労働の直接の担い手であったことは間違いない。

ここに概観したように、タヒチの首長国は、アリエ・ヌイを頂点とする首長国の支配層 (ファイ・アリエ)、地方を支配する地方首長層 (ファイ・ラアティラ)、そして一般人民 (マナフネ) という三層構造の社会であった。この三層は出生によって生得的に規定された身分であり、身分ごとに権利と義務がはっきりと相違していた。

支配層なかんずく支配の頂点に立つ大首長の権力は絶大である。ポリネシア諸社会の例にもれず、地位継承の原理として長子優先がここにも働き、大首長の地位は代々にわたって首長国始祖の長子から長子を辿って継承されるものとされていた。したがって、女子もまた大首長たりえたわけであり、事実“歴史時代”のタヒチには女性大首長の存在が知られている。しかし大抵の場合、大首長の地位を継承するのは長男であった。大

首長はその即位式の折に、司祭によって彼が陸と海の君主であると宣せられることに端的に表明されるように、首長国全土の資源を意のままにすることができた。

それは具体的には、大首長が随時首長国の何処にでも資源採取や収穫の禁止を命じたり、これを解除することができ、また定期・不定期に全土から物資や労働力を徴発できたという事実を示される。このことについては後に詳述するが、大首長はこうした権力の行使に際して、これに違反した者を処罰することができた。整備された法体系や法廷を有したわけではなく、恣意的な要素が強かったようであるが、大首長の命令（タブーを含む）や大首長に対する不敬行為者には、家財没収、追放、死罪などの罰が科された。タヒチ社会では、大首長の主宰するさまざまな儀礼に当ってしばしば人身供犠がおこなわれたが、この形で処罰されることもあった。

大首長の政府には、通常大首長の弟である高級司祭をはじめとする司祭たち、スポークスマン、行政官、親衛隊、伝令、船頭、演劇座長、タブー看視人などの役職があり、彼らはいずれもフィ・アライに属する大首長の親族であった。首長国の政治方針の決定には、地方首長の加わる会議も機能したが、別に上記の役職者だけで開かれる秘密会も重要な役を果たしたようであり、特に司祭と親衛隊長の意見が強い影響力を発揮したと言われている。

大首長の権力を支えたものとして、大首長を現人神とするイデオロギーの果たした役割は、きわめて重大である。全土の支配者である大首長は、国土の創始者である神の直系の子孫であり、神そのものと目され、それにふさわしい極度に精巧煩瑣な儀礼的崇拝の対象とされている。将来大首長の地位を約束された長子の誕生を告げる呪医の最初の言葉は、「神がこの世に飛来された」(Handy 1930: 24)である。大首長の衣服、道具、住居、カヌー等々、大首長の物質財はすべて他の人びとのそれらより数等入念精巧に作られ、同様のものを他の者がもつことは許されない。出生・成人・結婚・死去等の人生の節目に催されるいわゆる人生儀礼の内容と規模は、他の人びとの場合に比すべくもなく壮大華麗であった。それは正に全土・全人民を巻きこむ盛大な祝祭であり、あるいは諒闇であった。こうした儀礼にしばしばともなう人身供犠は大首長だけの特権であって、地方首長の場合には人間の代りにブタが供犠された。

大首長は神に対すると同様な畏敬を以って対応することが求められた。大首長の体はもとよりその着衣や持物に触れることもタブーであり、大首長のいるところでは敬意表明のしるしとして上半身裸体となることとされており、これは大首長の住居の前を通過する場合にも同じであった。大首長の行為を語る際には、日常語と異なる特別な尊敬話法が用いられ、その中には大首長の住居を「天の雲」、カヌーを「虹」、声を「雷鳴」、旅することを「飛翔」というように、天空の現象になぞらえる言葉も含まれていた。

大首長の神聖さは、各種のタブーによって俗人の汚れから守られていた。大首長の触れたものもすべてが直ちに神聖化され、以後俗人の接触がタブーとされた。たとえば、

大首長が偶然に歩いた土地や立ち寄った家もたちどころに神聖となり、こののち俗人がその土地を歩くこともその家に立ち入ることもタブーとなるのである。このため、大首長の行動は却っていちじるしい制限を蒙ることになる。自分の持物以外には努めて触れず、自分の住居以外には立ち入らず、外出はできるだけ避け、やむをえず外出する折には足が直接地面に触れぬよう配慮しなければならない。この外出時の配慮とは、そのために特別に選ばれた男たちの肩に乗ることであった。1815年に初めてタヒチ全島を統一してポマレ王朝を樹立したポマレ二世（1782-1821年）が、かつて欧人からイギリス国王の話聞きおよんで、イギリス国王は馬に乗るが自分は人間に乗るのだからより偉大であると語ったという逸話が残されている（Ellis 1969: 104）。

大首長の神聖さが各種のタブーによって守られ、人民に深く畏敬されたのは、「彼がその統治する人民によって、全体としての人民と土地のマナの聖なる化身とみなされていた」からであり、大首長は「土地に肥沃さを、そして人民に平時には繁栄、戦時には力をもたらすところの媒介者であった」（Handy 1930: 46）からに他ならない。

神聖さを保ちつづけ、汚さぬために、大首長のみならず支配層（ファイ・アライ）全体が内婚を厳重に守らなければならなかった。口伝による支配層自身の戒律には、身分違いの結婚によって祖先の血を汚すなかれという戒めが繰返し述べられている。身分違いの結合で宿された子は、出生前に殺されるか、あるいは生後その両親ともども追放の身とならねばならなかった。

「汝の骨は長い流浪の道にばらまかれ
汝の顔は永遠に暗雲に閉ざされ
汝の目は日の光を仰ぐことなからむ
汝が神々の血を汚したゆえに
去れ！ われらはもはや汝を知らず」（Handy 1930: 40）

これはそうした戒律の一節である。

内婚の結果が支配層を固定化し、その特権の保持に役立ったことはいうまでもない。支配層が内婚の規制をみずから厳しく課していた事実には、支配層がみずからの身分を地方首長層（ファイ・ラアティラ）以下から絶対的に隔絶したものであるとする意識と意志とを、みてとることができよう。事実、通婚にかぎらず支配層は、一般人民（マナフネ）と直接的なかわりをほとんどたななかった。支配層は地方首長を介してのみ間接的に一般人民とかわるだけであった。

つぎに大首長の義務について述べる。大首長は権力を行使するだけでなく、人民に対する義務も負うものであった。さきに触れたように、神である大首長は全土・全人民のマナの源泉であり、その存在自体で充分人民に恩恵を与えるものであったが、大首長の主宰する各種の宗教儀礼によって人民の繁栄が一層保障されるのであった。こうした目に見えぬ宗教的恩寵に加えて、大首長は土地所有農民（＝地方首長層）の所有地を安堵

し、また、一旦は人民から徴発した物資を人民のあいだに再分配し、さらに、公共事業を組織するなどの実利的恩恵も賦与するものであった。これらの大首長の行為は、明確に規定された義務というよりは、まさにボランティアな恩恵的行為と呼ぶべきかも知れないが、大首長の側にも人民の側にもそれを大首長の責任であるとみなす暗黙の了解のあったことは否定できない。こうした責任を果たすことにより、大首長と人民とのあいだの相互依存的な互惠関係が保たれるのであった。

物資の集配についてはのちに改めて述べることとし、大首長による土地所有の保障についてだけここで少し説明を加えておきたい。タヒチにはマラエ (*marae*) と呼ばれる石造の霊場が各所に建立され、その遺構の幾つかを今日でも見ることができるが、このマラエは神々と祖先とに捧げられた祭祀の場であるとともに、祖先の遺骨を納める墓所でもあった。各種の宗教的儀礼がとりおこなわれるのもマラエにおいてであった。マラエには身分に応じて少なくともふたつの種類があったようである。ひとつは支配層のマラエで、これはマラエ・アライと呼ばれる。他はマラエ・トゥプナと称するもので地方首長層のマラエである。トゥプナ (*tupuna*) は「祖先」の意である。マラエの構造と規模は時代によりまた地域により一定しないが、一般にマラエ・アライはマラエ・トゥプナに比してはるかに大きくかつ精巧に構築された。キャプテン・クックと、これに同行の博物学者ジョセフ・バンクスとがババラ地方 (首長国) のマハイアアで1769年に実見したマラエ・アライは、タヒチ随一の規模を誇るもので、石積みの塼で画されたおよそ110m×80mの広さをもつ境内と、その一隅を占める80m×20mの基底の上に立つ高さ15mにおよぶ11段の石積みの階段ピラミッドとから成るものであった。このマラエは、ババラ首長国の大首長アモがその息子テリイレレのために1766-68年に建立したものである (Williamson 1924: 187; Goldman 1970: 177)。

マラエはこれを建立した一族の記念碑であり、土地所有のシンボルでもある。一つの親族集団が分岐し、所有地も分割される場合には、分立する新しい親族集団はみずからの新しいマラエを建立する必要があった。その際興味深いことに、親族の系譜関係がそのままマラエの系譜関係に象徴され、新マラエの建立に際しては必ず元のマラエから一個の石を運んで、これを新マラエの隅石の一つとして据えなければならなかった。この社会では長幼の系譜関係が社会的地位の上下関係にほかならないから、順次分立していくマラエの間にもまた当然地位の上下の別が生じ、新マラエは元のマラエよりも格が低いとされるのである。

マラエは構築されただけではマラエとなりえない。それだけでは単なる石の堆積にすぎない。これがマラエとなるためには、大首長によってこれが聖別浄化されることが必要なのである。この儀礼を経て初めてマラエはマナを賦与され、社会的公認をうけた親族の霊場となる。そしてこのことはまた、その親族集団の土地所有が大首長によって保障されたことでもあった。したがってマラエは、土地所有のシンボルあるいは“権利書”

的意味も有したわけであり、これに正当性を与えるものが大首長の聖別儀式であった。大首長の責務には、このような人びとに与える重大な実利的行為も含まれていたのである。

2.4 地方首長と一般人民

地方首長層（フィ・ラアティラ）以下の人民に関する資料は乏しいが、資料上知られる限りにおいて、地方首長層は前述のように大首長によって安堵された世襲の土地所有者であり、首長国内のアムイラアまたはプブと呼ばれる地域集団の首長とその一族であった。この身分層の下にマナフネと呼ばれる一般人民がいて人口の大多数を占めたが、彼らは地方首長層の農業労働力であり、少なくとも名目上の土地所有者ではなかったようである。そのほか、支配層（フィ・アライ）の直轄所有地を耕作するのも一般人民であったし、テウテウ（*teuteu*）と呼ばれる、大首長の世襲の従者も一般人民の出であった。

すべての土地所有者は彼ら自身の土地の資源や採取や収穫に禁制を課すことができたし、地方首長（＝中首長）はそのうえ彼が首長である地域集団（アムイラア）の全土に対しても同様の禁制を敷き、そしてまた、定期・不定期に物資や労働力を徴発することもできた。地方首長は首長国内において相対的な独立を享受した存在であった。

大首長直属の従者と耕作者をのぞけば、一般人民にとって首長国大首長が身分的にも日常的にも隔絶した存在であるのに対して、地方首長ははるかに身近な存在であり、ヴィルヘルム・ミュールマンの表現を借りれば、「人民の本来の首長であった」（Mühlmann 1964: 302）。資料上の明確な根拠は無いが、地方首長と一般人民とのあいだには系譜的なつながりがあったであろうことも考えられる。つまり、地方首長をいたたくアムイラアまたはプブと呼ばれる地域集団は、一個のラメージではなかったかという推測である。この場合、そのラメージを構成する分節小ラメージの各々の長（＝小首長）とその近親が本稿で言うところの地方首長層（フィ・ラアティラ）を形成し、その長の長たるもの、すなわち、小ラメージの全体を包摂する、より大きなラメージ（アムイラアまたはプブ）の始祖の長子継承原則にもとづく現該当者こそが、地方首長（＝中首長）にはかならないということになる。当然彼は、このラメージの始祖が建立した、このラメージの最初のマラエの相続者でもある。一般人民は、同じラメージの、地方首長層をのぞく爾余のメンバーであったろう。ききに述べたマラエの分立の経過は、そのままラメージの分節過程を示すものと解されるのである。

首長国内において地方は相対的な独立と自治を享有していたが、その最も良い例証として、大首長といえども地方首長層の土地を没収することができず、また、地方首長層が大首長の政治方針を拒否することもできたという事実を挙げることができよう。さきに触れたように、大首長はその命令に背いたりタブーを犯したり、あるいは不敬行為のあった者を罰することができ、これは一般人民に対してだけでなく、地方首長層に対しても変りはなかった。しかし、その刑罰も地方首長層の所有地を没収することはできず、

せいぜい違反者を追放するだけで、土地自体は当該親族集団の手に残されるのが常であった。地方首長層の土地は、大首長によって安堵されたものではあったが、もともと大首長から与えられたものではなく、祖先からの世襲財産なのである。

また、地方首長層は、大首長によって著しく不正を蒙ったと感じた場合には、団結して大首長に抗議し、武力に訴えることさえあったと言われる。こうした抗争に至らないまでも、大首長の催す政治会議において地方首長層が自由に意見を表明し、大首長の方針に異議をさしはさむこともできた。「一般人民を直接掌握している地方首長層の支持なくして、大首長は国家的事業を遂行しえないことが、一方で大首長の権力の無制限な拡大を阻止するとともに、他方では地方首長層の相対的な自立性を許す一つの根拠ともなったのである。口伝による大首長の戒律の中には、「人民の目はつねに汝の過誤と権力の濫用とに見開かれている」(Handy 1930: 41) と述べて、これを厳しく戒めている部分がある。

このように相対的に自立性の高い地方首長層であるが、彼らも首長国の機構において一定の役割を果たしていたことは言うまでもない。それは大首長の命令や布告を一般人民に下達し、大首長のために一般人民から物資や労働力を徴発する仲介者の役割である。この点においては地方首長層は、首長国の支配機構の末端を担うものであった。

2.5 首長国の統治機構

これまでのところで既にあらまし明らかにしたように、タヒチにおける首長国の統治の体系は、大首長—地方首長層(中首長—小首長)—一般人民というラインに沿った、大首長による一般人民の間接支配の体系であった。これは、単に行政組織として大首長と一般人民のあいだに地方首長層が介在し、上意下達のパイプ役を果たしているという程度の意味ではない。地方首長層がそのような役割を果たしていることも事実であるが、彼らは決して首長国政府の地方行政官の域にとどまるものではない。彼らは彼らを首長とする地域の一般人民から、独自に物資や労働力を徴発することができたし、だいいち、彼らの所有地は祖先伝来の世襲の土地であって、大首長といえどもこれを奪うことのできないものであった。彼らはまた、中央政府を批判し、これと武力抗争を辞さぬことさえあった。

一般人民の側からすれば、その耕し、生活する土地は、大首長の直属農民の場合をのぞけば、地方首長層のものであり、徴発にせよ何にせよすべての命令・布告の類はつねに地方首長層の口を通じて発せられる。究極において大首長の支配を受けていることになるにしても、一般人民にとって直接の支配者はあくまでも地方首長層にほかならなかった。そのうえ、地域集団(アマイラアまたはプブ)をラメージであったろうとする、さきに述べた私の推定に誤りがなければ、地方首長層は一般人民と血のつながりを持ち、両者をメンバーとする親族集団の中の最高位者ということになる。たとえて言えば、小

首長はいわば分家筋の当主、そして中首長（＝地方首長）が本家筋の当主というようなものである。これに対して、首長国の大首長は、上からのイデオロギーでは全土、全人民のマナの源泉であり、現人神であるとされるにせよ、一般人民とは血の通わぬ雲の上の存在であった。

ここで私は、地方首長の支配する地域集団を共同体と呼び替えることにしたい。独自になされうる資源採取や収穫の禁制、物資や労働力の徴発と再分配などの事実が、地域集団の共同体的性格を示していると解されるからである。地方首長層は彼らの所有地の一般人民に対して、大首長とはかかわりなく独自に資源採取や収穫の禁制を課することができた。その禁制の課されるのは、地域集団規模で祝宴が催される折であり、具体的には地方首長層もしくはその嗣子の人生儀礼の折、その他の何らかの宗教儀礼が営まれる折、あるいはまた、然るべき身分の遠来の訪問客を歓待する折などである。

こうした祝宴に際しては、地域集団の全メンバーに対してその集団の首長が大盤振舞をおこなうのであり、そのためには必要物資をあらかじめ確保・蓄積しておく必要があり、祝宴に先立つある期間、資源採取や収穫に禁制を課することとなる。これによって資源や収穫の増殖あるいは消費の抑制を計るわけである。そのうえで首長は、それらを見ずからの手元に徴発する。しかし、それらがそのまま首長に収奪されるのではない。一部は首長の取分となるが、大部分は祝宴の大盤振舞の形で生産者である一般人民に還元（＝再分配）される。この限りにおいて首長の役割は、地域集団の物資の集積と再分配のエージェントとしてのそれである。労働力の徴発についても同様で、首長の私的用途のためということもあったであろうが、大体は地域集団全体の目的のために労働力を必要とする場合のことであり、これを企画し組織するのがやはり首長の役目であった。

このように見てくると、地方首長層の支配する地域集団を共同体とみることに格別の異議は生じまい。資源採取や収穫の禁制、物資と労働力の徴発などは、共同体の共同性あるいは共同体規制の一つの表現であって、共同の利益に奉仕しているのである。首長はそれを代表し、組織化するものであって、そうしたかぎりにおいて決して支配者とは言えない。

このように地域集団を共同体として捉え直してみると、地方首長層の土地所有と言われるものも、実は共同体首長に代表される共同体所有にほかならず、サーリンズの言うように、首長による「所有」ではなく「管理」という方がよりふさわしいかとも思われてくる。地方首長層のマラエがその地域集団の一般人民によっても等しく霊場であり、しかもそのマラエが土地所有の証でありラメージのシンボルでもあるとするならば、いよいよ共同体所有である公算は大きい。地方首長層が土地所有者と一般に言われるのは、単に彼が共同体の代表であることによるのか、あるいは、共同体首長が共同体から分離し、共同体の財産を私物化していく過渡的状况を指しているのか、そのいずれかであろう。

こうした見方に立って改めてタヒチの首長国の統治機構を眺めてみると、それは社会

の基底にある諸共同体をそれぞれに共同体ぐるみ支配することで成り立っていることが判る。一般人民は首長国の大首長に直接支配を受けるのではない。両者の中間に地方首長層が介在し、一般人民は共同体を代表する地方首長層を介してのみ、首長国の政治体系に組み入れられるのである。大首長は地方首長層に代表される共同体の世襲の土地を安堵することによって、共同体をまるごと支配下に収めるのである。

ここにおいて地方首長層には、それぞれの共同体を代表する共同体首長としての役割のほかに、首長国の地方行政官としての役割が担わされることになる。その役割は具体的には、上意下達の仲継と、国家行事のために物資と労働力を一般人民から徴発することである。大首長の命令もしくは布告は、大首長—地方首長層（中首長—小首長）—一般人民という経路を辿って伝達される。大首長から地方首長（＝中首長）への伝達には、大首長の政府においてこれを特別の職掌とする者（ヴェアveaと称する）が当たった。物資や労働力の徴発は、地方首長層の場合と同じく、祝宴や戦争を含めての公共事業遂行のためにおこなわれるものであり、ただそれらが全国的規模でなされる点だけが異なっていた。この場合にも、物資の徴発に先立って資源採取と収穫の禁制が、大首長の直属地だけでなく地方首長層の所有地（＝諸共同体）にも課せられ、正に首長国の全土が禁制下に置かれるのである。この布告は前記の経路を辿って国のすみずみにまでおよび、また、解禁と徴発の布告も同様の仕方で伝達される。そして徴発された物資は逆の経路をさかのぼって大首長の手元に集積されるのである。この経路の往復を仲介することこそが、地方行政官としての地方首長層の職務であり責任であった。

大首長の手元に集積された物資が、地方首長層も含めた人民のあいだに再分配されることも、地方首長層の再分配の場合と同じである。大首長はあらかじめ一部を神々に、また一部を司祭をはじめとする政府役人のために取り分けはするが、大部分を人民に還元するのが常であった。大首長自身の取分は極めて少なく、「自分自身の用を辛うじて充たす以上のものが手に残ることは稀であった」（Ellis 1969: 128）とも言われる。人民の意見によれば、大首長たるものの最大の美德は気前の良さであり、反対に最も不評を買うのは物惜みであった。受取ったものを人びとに分ち与え、求められたものを拒まないのが良い首長の要件であると言われていた。このことは大首長の側にも認識されていた。次に掲げるのは、口伝による大首長自身の戒律の一節である。

「汝の世帯を食物かくして非難せしめる勿れ

汝の名前を食物かくしや品物かくしと結ばす勿れ

大首長の手は常に開かれてあれ

汝の威信はこの二つにかかればなり」（Handy 1930: 41）

正にこの戒律の通り、そして従来多くの人類学者がさまざまな未開社会について指摘してきたように、ここタヒチの首長国においても、気前の良さが分配者に威信を与え、そのことが彼に政治的権威の伸長を許したとみてよいであろう。

ところで問題は、サーリンズのポリネシア首長国の一般モデルのように、タヒチの場合、首長国を一個のラメージ体系として把えることが可能かということである。さきに述べたように、個々の土地所有者のマラエ建立の経過は、地方首長層以下の社会がラメージ体系で組織されていることを示しているし、また、それらのマラエを大首長が聖別浄化するという事実は、大首長が首長国全体を包摂するラメージ体系の頂点に立つ存在であることを暗示するもののようにも思えるが、他方では、これも前述した通り、支配層（ファイ・アライ）は地方首長層（ファイ・ラアティラ）以下とのあいだの血の断絶を強調しているのである。それだけではない。支配層が地方首長層以下とは別個に、彼らだけで一個のラメージ体系を作ることはありえても、資料上に首長国全体が一個のラメージ体系であることを示すものは見当たらない。むしろ逆に、種々の伝説が、支配層を外来の征服者であるように暗示しているのである。

ハンディーやミュールマンなどは、そうした支配層外來説の立場をとっている。そして実はサーリンズ自身も、タヒチの支配層を外來の異族とは見ないまでも、ラメージ間の戦の結果、敗れたラメージの上に乗った勝利ラメージを支配層であると考え、こうしたタヒチの首長国の場合をポリネシア首長国の一般モデルの一般モデルの偏差と見なしているのである。このサーリンズの解釈は充分納得できるものであり、私もまたこうした見方に立つものである。勝利し支配層となったラメージは、一方において敗れた被支配層とのあいだの血の断絶を強調しながら、そのくせ他方では既存のラメージ体系を利用して、その政治・経済支配を打ち立てたと見たい。

タヒチにおける首長国が単一のラメージ体系でないと判ってみれば、大首長による物資や労働力の徴発を、直ちに上位親族に対する親族義務とみなすことも妥当であるまい。徴発された物資の大部分が再び生産者に還元されるのであるから、これを不用意に“貢納”とか“収奪”と呼ぶことは避けるべきであろうが、徴発に応ぜぬ者やタブーの違反者や、大首長に対する不敬行為者などに強権が発動され、死罪を含む厳罰を以てむくいた事実も、決して軽視されてはならない。このような処罰に当って発動される大首長の実力装置は、ヒヴァ（hiva）と呼ばれる大首長の親衛隊であり、これは支配層の若い分枝（イアトアイまたはアライ・リイ）の長男で編成されていた。その中から選ばれた親衛隊長の地位は、大首長の政府の中で高級司祭に次ぐものとされていた。

与えられた紙幅がすでに尽き、甚だまとまりの悪いまま稿を閉じざるをえないが、私がそもそもタヒチの首長国に興味をひかれたのは、あるいはこれにいわゆるアジア的専制国家の雛型を見ることができるとは思わなかったためであった。その主張のためにはまだ準備不足であるが、本稿がそうした意図に連なるものであることだけを付言しておく。

注

- 1) 欧人航海者の日記中にそうした記述をみることもできるが、それらは概して断片的であり、誤りも多い。これに対し、ロンドン伝道協会の牧師として1819-1824年の間タヒチ島に滞在したウィリアム・エリス師の記録は、長期にわたる観察と体験と聞き取りとにもとづくもので、資料的価値が高い (Ellis 1969)。1817-1856年にポリネシア各地に滞在したオアスモンド師の記録も同様である。これは師の孫娘でありタヒチに長く滞在したこともあるテウイラ・ヘンリーの手でまとめられて刊行された (Henry 1928)。1891年にはヘンリー・アダムズが一老女性首長の回想を採録している (Adams 1964)。1923年にハンディーが、上記のような既存の記録にみずからの調査を加えて、“先史時代”のタヒチ社会の再構成をおこなっているが、これも資料的価値が高い (Handy 1930)。
- 2) 前注に挙げた諸資料のほか、それらに依拠した下記の諸文献も参照した (Sahlins 1958; 1963; Williamson 1924; Mühlmann 1964; Goldman 1970; Oliver 1974)。本章3節においては、あまりに煩瑣にわたるので出典注記を最小限にとどめるが、依拠資料はすべて上記注1および2のものである。